

## ◆第1章 総論

### 1 計画策定の背景

現在の環境基本計画は、平成16年3月に改定しましたが、本県の特徴を踏まえながら、環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて、新しい計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

県総合計画の部門別計画として位置づけられるものです。

また、環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定します。

### 3 計画の期間

対象期間は、平成23年度から概ね10年後の平成33年度までとします。

### 4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

### 5 計画の対象項目

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害、廃棄物）
- (2) 自然環境の保全（地形・地質、植物、動物）
- (3) 地球環境の保全（地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染等）
- (4) 快適環境づくり（身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境）

## ◆第2章 計画の目標

「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」

## ◆第3章 施策の展開

### 分野ごとの施策の推進

#### 第1節 循環型社会と低炭素社会づくりの推進

- 1 廃棄物の排出抑制、循環的利用等の推進  
レジ袋無料配布廃止の定着化・拡大や使用済小型家電等のリサイクル、循環資源の地産地消の推進
- 2 温室効果ガス排出量の削減  
民生部門の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入
- 3 環境教育の推進と環境保全活動の拡大  
エコライフの実践を促進する県民総参加での運動の展開
- 4 技術開発と調査研究の推進  
循環型社会・低炭素社会に関する調査研究や再生可能エネルギーに関する技術開発等の推進

#### 第2節 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発  
ナチュラリストによる普及啓発、世界映像祭の開催支援
- 2 自然とのふれあい創出  
場と機会の確保、景観づくり、歴史的文化的環境の活用
- 3 自然環境保全活動の推進  
開発事業の指導や美化活動の展開等
- 4 生物多様性の確保  
希少な野生生物の保護や外来生物の適切な管理等
- 5 人と野生鳥獣との共生  
保護管理や被害を受けにくい地域づくりの推進

#### 第3節 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止  
大気、水質等に関するモニタリングや保全対策の推進
- 2 環境改善対策等の推進  
環境汚染事故、土壌・地下水汚染、化学物質等の対策
- 3 県民等による自主的な環境保全活動の展開  
人材の育成や様々な活動主体の連携協力の推進
- 4 環日本海地域における環境保全  
海洋環境保全や越境大気汚染対策、国際環境協力の推進
- 5 イタイタイ病の教訓の継承と発信  
イタイタイ病資料館を核とした取組みの推進

#### 第4節 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養  
地下水の保全と健全な森林の整備・保全
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用  
中小河川や農業用水等を利用した小水力発電の整備等
- 3 水環境の保全  
水辺の整備や清掃・美化活動、水環境づくりの推進
- 4 水を活かした文化・産業の発展  
水文化の継承や産業の振興、水環境学習の推進等

### 分野横断的な施策の推進

#### 第5節 県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり

- 1 地域活動の活性化、NPO等の育成、活動参加の促進
- 2 事業者の環境保全活動の取組推進
- 3 各主体間での連携の促進

#### 第6節 持続可能な社会構築に向けた人づくり

- 1 幅広い世代が参画する分野横断型の環境教育の推進

#### 第7節 環境と経済の好循環の創出

- 1 環境付加価値による観光・地元産業等のブランド力アップ、地域活性化
- 2 環境・エネルギー技術を核とした新産業の育成

#### 第8節 国際環境協力の推進

- 1 国際的な環境モニタリング体制等の構築
- 2 環境保全のための技術情報の共有
- 3 国際環境協力を担う人材の育成

## ◆第4章 環境資源の利用に当たっての配慮指針

### 1 一般的配慮指針

各種開発事業で配慮すべき事項を記載しています。

### 2 事業別配慮指針

次の事業について、配慮すべき事項を記載しています。

- (1) 住宅団地、(2) 商工業施設、(3) 交通施設、(4) 埋立・干拓、(5) 発電所
- (6) ダム等、(7) 廃棄物処理施設等、(8) 農林水産施設、(9) レクリエーション施設

## ◆第5章 計画の推進

### 1 県民、事業者、行政の役割

県民、事業者、行政等の具体的な取組例を提示しています。

### 2 計画の推進体制

環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進します。各主体（県民、事業者、NPO等）との連携を促進します。

### 3 進行管理

- (1) 可能な限り定量的な評価指標を設定しています。
- (2) 具体的な施策や詳細な目標設定は、個別計画に委ねます。
- (3) 毎年、県議会に対し、環境の状況及び施策に関する報告書を提出します。また、「環境白書」については記載内容を充実し公表します。